

結婚支援等情報発信業務委託仕様書

1. 委託事業名

結婚支援等情報発信業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 事業目的

結婚支援に関する本県の総合的プラットフォームである新潟県結婚・出会いポータルサイト「ハピニィ」(以下、「ハピニィ」という。)のコンテンツ強化を行うとともに、SNS活用やその他広告により「出会い・結婚に係るイメージ向上」や「県や市町村が実施する出会い・結婚支援事業の認知度向上」を図る。

4. 業務概要

- (1) 週1回以上のハピニィでの記事発信
- (2) 県所管 SNS アカウントによる発信
- (3) SNS による広報等の実施
- (4) その他目的達成に寄与する企画の提案
- (5) 本事業に係る効果測定及び評価業務等

5. 業務内容

(1) 週1回以上のハピニィでの記事発信

ア 作成する記事の内容

事業目的の達成に資する記事作成を行うこととし、内容は以下のとおりとすること

(ア) 出会い・結婚に係るイメージ向上を目的とした記事

(イ) 出会いや結婚支援に関する事業の認知度向上を目的とした記事

- ・ 自治体や NPO、地域団体などの結婚支援を利用して交際や成婚に至った方に対する結婚支援を利用したきっかけや感想、利用したことがない人へのメッセージなどに関する記事
- ・ 県の取組を紹介する記事
- ・ 市町村の取組を紹介する記事

(ウ) その他、出会いや結婚を前向きに考えている人への支援に繋がる記事

イ 記事作成に係る留意事項

(ア) 記事の投稿先については、ハピニィにおける「出会い・恋愛・結婚 お役立ち情報」に行うこととし、投稿可能な文字数等は以下のとおり

・ 文字数

タイトル : 全角 127 文字以内

本文 : 全角 20,000 文字以内

- ・画像
サムネイル用：1枚まで
本文：複数枚(サムネイル用画像含めて最大容量20MBまで)
ファイル形式：png、jpg、gif

- ・動画

Youtube等のリンクを本文中に埋め込むことにより表示可能

- (イ) 記事記事の内容は個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容とならないよう配慮すること
- (ロ) 記事のメインターゲットは20代の独身男女（結婚を希望しない者を除く）とし、若年層の視点に立って読みやすい記事とすること
- (ハ) 記事だけでなく、写真を活用したコンテンツ等、ターゲットに対し、効果的に伝わるよう発信方法を工夫すること
- (ニ) 記事の原稿、画像・動画などの素材については、原則として受託者において調達を行うこと
- (ホ) 記事作成にあたっては、ライターを配置するとともに、県や市町村、NPO、地域団体、成婚者等への取材、専門家の監修を受けるなど記事の質をコントロールすること
- (ヘ) 記事作成の際には、受託者において複数人で確認するなど、チェック体制を確立すること
- (ト) 記事作成に当たっては、受託者において取材対象者からWEB及びSNSに掲載されることのできることを了承をとること
- (チ) 記事全体のスケジュール等は県と協議すること
- (リ) 記事は県により修正することがある

(2) 県所管 SNS アカウントによる発信

ア 県所管 SNS アカウントの運用

以下アカウントの運用を行うこと。また、運用にあたっては SNS アカウントの管理者を配置すること

- ・ Instagram

「niigatadeainoippo」

<https://www.instagram.com/niigatadeainoippo/>

- ・ X (旧 Twitter)

「にいがた出会いの一步」

<https://x.com/niigatadeaino>

イ SNS への投稿内容

(ア) 5 (1) で発信した記事を SNS 用に編集した記事

(イ) ハピニィに掲載される出会いイベント情報に関する記事

※イベント数が多く、SNS アカウントの管理上、すべてのイベントを投稿することが望ましくないと考えられる場合は県と対応を協議すること。

(ロ) その他事業目的の達成に資する記事

ウ 投稿記事作成にあたっての留意点

- (ア) 検索ワードからの流入を促進し、リーチ数の増加を図るため、投稿ごとに効果的なハッシュタグを複数設定するなどの対応を実施すること
- (イ) SNSの媒体特性を踏まえた構成となるよう内容を編集して、閲覧者が「いいね！」や「シェア」したくなるような記事を投稿すること
- (ウ) 記事を投稿する時間帯については、各アカウントでSNSを閲覧する割合が高いと見込まれる時間帯にそれぞれ設定すること
- (エ) SNSアカウントの投稿に対するコメント欄は閉鎖した上で、ダイレクトメッセージが寄せられた場合は、県と協議の上、回答の必要性を検討すること
- (オ) その他、5（1）イで記載の事項と同じ

(3) SNSによる広報等の実施

ア ハートマッチにいがた入会促進動画に係る広告用素材の作成・配信

- (ア) 県運営婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の入会促進を目的としたショート動画を今年度別途県で作成予定であり、本動画に係る広告素材を作成すること。(ショート動画は9月頃の完成を予定。動画の内容は本業務受託者に別途共有予定)
- (イ) (ア)により作成した広告素材は主にInstagramにて広告配信すること
※Instagram以外での広報を実施することも差し支えない

イ その他広報の実施

ハピニィ及びSNSで投稿する記事の閲覧数増及びSNSのフォロワー増加等を目的とした広報を実施すること

(4) その他目的達成に寄与する企画の提案

上記(1)～(3)以外で本事業の目標達成に資する企画案等があれば、適宜提案すること。

(5) 本事業に係る効果測定及び評価業務等

ア 目標の設定

- (ア)ハピニィに掲載する記事ごとの下記項目について数値目標を設定すること
 - ・ページビュー数
 - ・アクティブユーザー数
- (イ)Instagram及びX(旧Twitter)における下記項目について数値目標を設定すること
 - ・フォロワー増加数
 - ・インプレッション数
 - ・リーチ数

イ 事業計画の策定

上記アに記載の目標達成を念頭に本事業に係る計画(配信スケジュール等)を策定し、当該計画に基づき、目標達成に向けた進捗管理を適切に行うこと。なお、計画の内容についてあらかじめ県からの確認を受けること

ウ 月次レポートの作成・提出

各アカウントの効果的な運用を図るため、各月の投稿内容と結果を分析したレポートを翌月 10 日頃までに県に提出すること。レポートには、上記アで設定した数値目標の達成状況の他、投稿記事に対する反響、広告配信状況など、本事業の効果的な運用に資する内容を報告すること

エ 県とのミーティング

月次レポート提出後、レポートの内容を基に、記事投稿や広告運用などに関する今後の事業方針を確認・検討することを目的としたミーティングを県と実施すること

オ 最終成果報告書の作成・提出

最終業務報告書を令和 9 年 3 月 31 日(水)までに、PDF ファイルで県に提出すること。なお、各アカウントにおける最終投稿については、令和 8 年 3 月 19 日(金)までに行うこと

6. その他の留意事項

- (1) 本事業において使用する画像、動画等の著作権に関する確認や登録商標に関する確認(権利侵害の有無等)は、受託者が行うこと
- (2) 仕様書に定めのない事項については、県と対応を協議の上、決定すること
- (3) 契約期間満了後は、次期事業者へ SNS アカウント運営継続に係る業務及びデータ類の引継ぎを行うこと。作業範囲は別途県と協議すること
- (4) 作成する成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない
- (5) 事業の執行段階において、県との協議の上で、仕様書の内容を変更することがある